

議第489号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京都市長 門川 大作

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第6条第2項第1号中「100分の140」を「100分の147.5」に改め、同項
第2号中「100分の155」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関
する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月の支給に係る期
末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成26年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規
定の適用については、同項第2号中「100分の162.5」とあるのは、「100分の
170」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市会議
員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された
期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。